

第2次新富町男女共同参画計画

平成30年3月

新 富 町

はじめに

我が国では、少子高齢化や人口減少、経済構造の変化が進んでおり、将来にわたり持続可能な多様性に富んだ活力ある社会の構築が求められています。

平成 27 年 8 月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が成立するなど、社会の重要な担い手である女性の活躍の機会をこれまで以上に拡大していくことが期待されています。

一方、私たちの社会には、固定的性別役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランスの推進、働く場での女性の活躍推進、地域における男女共同参画の推進など様々な課題があります。

本町では、平成 25 年 3 月に「新富町男女共同参画計画」を策定し、一人ひとりが性別にかかわらず、家庭、地域、職場など様々な場で、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。

このたび、今後 5 年間に取り組む施策の方向と内容を定めた「第 2 次新富町男女共同参画計画」を策定しました。

本計画では、5 つの基本目標を定め、目指す姿を掲げています。また、基本目標 2 と基本目標 3 を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に、基本目標 5 をDV防止法に基づく市町村基本計画に位置づけています。

町民誰もが多様性を認め合いながら、女性も男性もいきいきと活躍できるまちを目指して、町民の皆様とともに、この計画を着実に推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 30 年 3 月

新富町長 小嶋 崇嗣

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
4 男女共同参画をめぐる国の動向.....	4
5 男女共同参画をめぐる宮崎県の動向.....	5
第2章 目指すべき姿・基本理念.....	6
1 目指すべき姿.....	6
2 基本目標.....	6
3 関連する法律等との関係.....	7
4 施策の体系.....	8
第3章 計画の内容.....	9
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備.....	9
基本目標2 あらゆる分野における女性活躍推進.....	12
基本目標3 男女が共に働きやすい環境の整備.....	15
基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり.....	20
基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶.....	24
第4章 計画の推進.....	27
1 町民・事業者等との協働・連携による計画の推進.....	27
2 計画の総合的推進.....	27
資料編.....	29
1 男女共同参画社会基本法.....	29
2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	32
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	39

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成を促進することが重要であるとされました。

国では、基本法に基づく第1次計画として、平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定。平成17年に「第2次男女共同参画基本計画」、平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進してきました。

また、平成27年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう、国や地方公共団体、事業主に必要な取組を義務付けるなど、女性が活躍できる社会の実現を目指す動きが加速化しています。

また、国が平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱に、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示されました。

このような中、新富町では、平成25年3月に策定した「新富町男女共同参画計画」に掲げた男女共同参画社会づくりの継続的な促進に加え、「女性活躍推進法」や「DV防止法」など、近年の国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対する取組方針を明らかにした「第2次新富町男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）に定める市町村基本計画及び「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画を包含するものとします。

【根拠法令等（抜粋）】

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条の3第3項）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条2項）

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 計画の期間

第2次計画の期間は平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により変更が必要な場合は見直しを行います。

4 男女共同参画をめぐる国の動向

(1) 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

基本法に基づき、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱として、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。この計画では、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方を前提とする労働慣行の変革をはじめ、女性活躍推進法の着実な施行により女性の採用・登用推進のための取組や将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることなどが強調されています。

(2) 女性の活躍推進に関する動向

① 「日本再興戦略」の策定

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性の活躍促進が「成長戦略の中核」と位置付けられ、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。また、平成26年6月に閣議決定された『「日本再興戦略」改定2014』には、民間事業者及び国・地方公共団体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みの構築を検討することが盛り込まれました。

② 「女性活躍推進法」の制定

自らの意思によって働き、又は働こうとする全ての女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、その結果として男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的として、平成27年9月に女性活躍推進法が公布、平成28年4月に全面施行されました。この法律では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業

主に義務付けています。(常時雇用する労働者数が300人以下の民間事業者については努力義務)。

(3) 関係法の成立・改正

① 子ども・子育て支援法及び関連法の成立

幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て支援法及び関連法が成立し、平成27年4月からこれらの法律に基づく新たな子ども・子育て支援制度が実施されました。

② 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、女性相談所等は、ストーカー行為などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

平成28年12月の改正では、ストーカー事案に携わる職務関係者による配慮等についても法律に規定されました。

③ 「配偶者暴力防止法」の改正

配偶者暴力防止法が改正され(平成26年1月施行)、これまでの配偶者の暴力及び被害者に加えて、同居する交際相手からの暴力及びその被害者も法の適用対象となりました。

5 男女共同参画をめぐる宮崎県の動向

(1) 「第3次みやざき男女共同参画プラン」の策定

基本法に基づく、「第2次みやざき男女共同参画プラン」を改定した「第3次みやざき男女共同参画プラン」が、平成29年3月に策定されました。

- あらゆる分野における女性の活躍の推進
- 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 男女の人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

を基本目標に、様々な施策を推進しています。

第2章 目指すべき姿・基本目標等

1 目指すべき姿

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、誰もが安心していきいきと暮らせる心豊かな社会の実現を目指すことを目的に、本計画の目指すべき姿を次のように定め、男女共同参画社会を推進していきます。

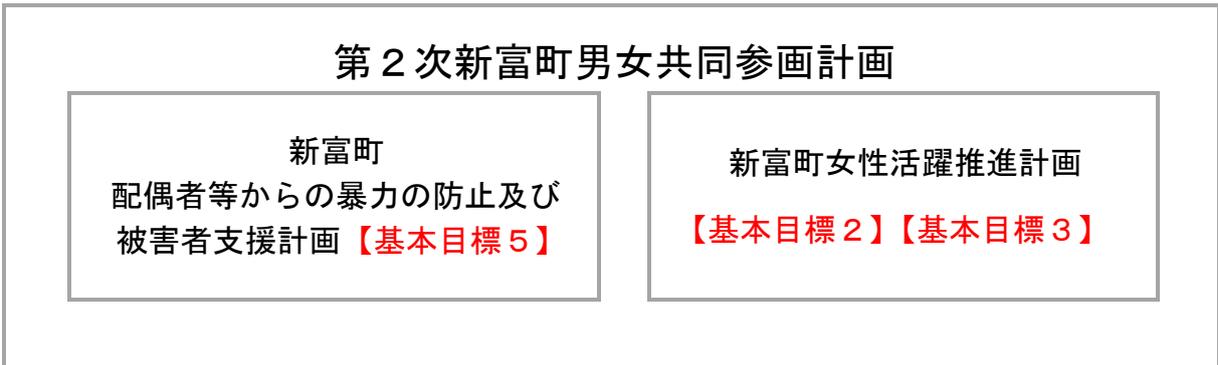
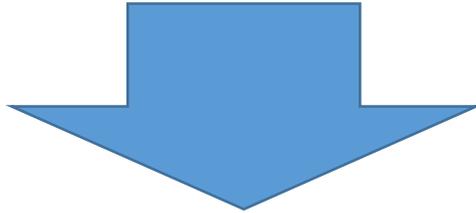
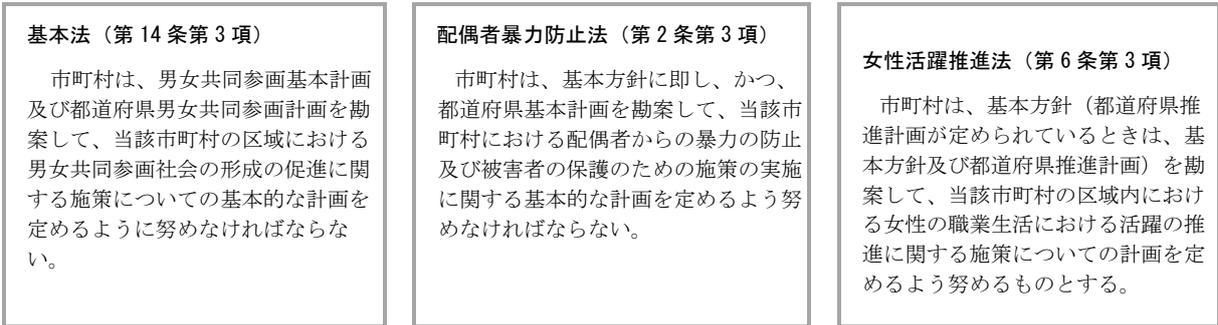
「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」を
「男女共同参画社会の実現で」

2 基本目標

本計画の目指すべき姿の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、町民・事業者・行政がそれぞれの課題を共有し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

- 基本目標 1 男女共同参画の実現に向けた基盤整備
- 基本目標 2 あらゆる分野における女性活躍推進
- 基本目標 3 男女が共に働きやすい環境の整備
- 基本目標 4 健やかで安心して暮らせる社会づくり
- 基本目標 5 男女間のあらゆる暴力の根絶

3 関連する法律等との関係



4 施策の体系

【目指すべき姿】
「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」を
「男女共同参画社会の実現で」

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた基盤整備

- (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

新富町女性活躍推進計画

基本目標2 あらゆる分野における女性活躍推進

- (1) 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画
- (2) 地域における男女共同参画の推進

基本目標3 男女が共に働きやすい環境の整備

- (1) 働く場における女性の活躍の推進
- (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (3) 子育て・介護支援の充実

基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり

- (1) 生涯にわたる心と体の健康支援
- (2) 安心して暮らせる環境の整備

新富町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
- (2) 早期発見と相談体制の整備・充実
- (3) 被害者支援の推進
- (4) DV防止対策推進体制の整備

第3章 計画の内容

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

【基本的な考え方】

男女が対等な立場で、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に共に参画していく意識や能力を高めていくことは、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

しかしながら、社会制度、慣行などは時代とともに変わりつつあるものの、人々の意識の中には、固定的な性別役割分担意識がいまだに根強く残っており、依然として多くの分野で「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。

こうした状況は、男女の生き方や社会における活動の選択の幅を狭めることにもつながり、家庭、地域、職場、学校のあらゆる場面において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進めることが重要となります。

このため、固定的な性別役割分担意識や性別による機会の不平等をもたらす社会制度や慣行を見直すとともに、子どもころから男女共同参画に関する意識を高めていく家庭教育や学校教育の推進など、意識啓発に努める必要があります。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

【現状と課題】

男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において自ら活動する機会が確保され、共に責任を負うべき社会を形成していくことが、男女共同参画の基本です。

しかしながら、男女の地位について「男性の方が優遇されている」と感じたり、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別による固定的な役割分担意識など、長い歴史の中で作られた慣行は、地域社会に依然として根強く残り、その見直しを一層進めるためには、男女共同参画の視点に立ち、一人ひとり自らが考え行動していく意識の変革が重要となります。

【具体的取組】

① 町民意識の醸成に向けた取組の推進

- ・町ホームページや広報しんとみ等のあらゆる媒体を活用し、固定的な意識の是正に必要な情報を提供します。
- ・女性団体や各種団体及び公的な機関と連携し、セミナーや講演会等で積極的な啓発活動に努めます。

② 男女共同参画に関する資料の収集と情報提供

- ・男女共同参画に関連する制度や取組等の情報を収集し、様々な機会と媒体を活用し広く情報提供を行います。
- ・必要に応じて、アンケート調査等を活用した町民意識の動向把握に努めます。

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画を推進していくためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解することが重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図る必要があります。

男女の地位の平等感については、家庭や職場等に比べ、学校教育における平等感が高くなっており、次世代を担う子どもたちが引き続き、男女の平等感や男女共同参画意識を持ち続けるよう、学校はもとより、家庭、地域、職場における教育や学習が重要となります。

また、女性に比べて固定的な性別役割分担意識が強く残る男性に対し、引き続き、男女共同参画に関する生涯学習を推進していく必要があります。

【具体的取組】

① 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

- ・家庭、地域、職場、学校において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、教育や学習の充実に努めます。
- ・男女共同参画に関する生涯学習の充実に努めます。
- ・男性を対象とした研修会や講座の開催に努めます。

② 女性のエンパワーメントのための学習支援

- ・女性が自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する力をつけるため、様々な能力開発に向けた学習機会の提供と内容の充実を図ります。
- ・子育て支援、DV対策、地域防災活動等の地域の課題や男女共同参画社会づくりに取り組む団体等を支援します。

基本目標2 あらゆる分野における女性活躍推進

【基本的な考え方】

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、活力ある地域社会づくりにおいて非常に重要です。

とりわけ、多様化する地域社会において、新たな発想が生まれ、様々な価値観が尊重される社会づくりのためには、女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画の拡大が重要であり、行政自らが率先してポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進するとともに、事業者、団体に対しても女性の参画の拡大を推進するよう積極的に働きかけを行う必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の変化などにより、地域社会におけるつながりの希薄化が進んでおり、福祉、防災、防犯、環境問題やまちづくりなど、地域の課題が多くあります。

地域課題解決のために、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援に努める必要があります。

(1) 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に向けて、職場、家庭、地域等あらゆる分野において女性が参画でき、それぞれの分野の意思決定過程に女性が参画していくことが重要です。

町の審議会等への女性登用率の向上への働きかけを進めるとともに、事業所・団体等におけるポジティブ・アクション（積極的改善措置）についての取組を支援します。

【具体的取組】

① 行政における女性の参画の拡大

- ・町の審議会等における女性委員の積極的な登用に努めます。
- ・「女性活躍推進法」に基づく「新富町特定事業主行動計画」を踏まえ、女性職員の管理職への登用に努めるとともに、女性職員等の計画的な人材育成に取り組みます。

② 事業所・団体等におけるポジティブ・アクションの促進

- ・女性の管理職への登用促進に向け、事業所・団体等に対し、協力要請や情報提供等の支援を行います。

③ 女性の人材育成及び情報の収集・提供

- ・事業所・団体等における女性の登用を促進するため、県や関係団体等と連携して女性就業者に対する意識改革や女性リーダーの育成支援に努めます。
- ・女性団体、NPO等の女性リーダー育成を支援するため、人材情報の収集や提供に努めます。

(2) 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、家族形態の変化等に伴い、地域においては福祉、防災、防犯、環境問題やまちづくりなど多くの課題があります。

課題解決のためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画し、それぞれの個性や能力を發揮することが重要であり、その環境整備が必要です。

また、女性の視点を活かした避難所運営、地域防災計画・地区防災計画における女性の参画、災害時におけるDV被害等への対応など、防災分野でのより多くの女性の参画が必要です。

【具体的取組】

① 地域活動における男女共同参画の推進

- 幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が發揮できる環境を整備します。
- 地域の課題解決に向けた活動を行う人材や団体の育成に努めます。

② 防災分野における男女共同参画の推進

- 防災体制の整備にあたっては、女性と男性では災害から受ける影響やニーズに違いがあることなども踏まえ、男女双方の視点に配慮するよう努めます。
- 防災に関する政策・方針決定過程や防災活動の現場における女性の参画を促進します。



基本目標3 男女が共に働きやすい環境の整備

【基本的な考え方】

人口減少に伴う将来の労働力不足や、ニーズの多様化等に対応するためには、人材の多様性の確保が不可欠であり、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の能力と個性が十分に発揮される環境整備が必要です。

このため、働きたい人が性別に関わりなく、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができる職場環境の整備に取り組む必要があります。

また、少子高齢化や労働人口が減少する中で、従来の職場優先の意識・ライフスタイルの見直し、長時間労働の是正や家庭生活・地域活動への参画の促進、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大など、男女が社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくことが不可欠であることから、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が実現できる環境の整備が必要です。

さらに、仕事と生活を両立できるよう、働きながら子育てや介護等ができる就業環境の整備や、多様なライフスタイルに対応する子育て支援策の充実などが必要です。

(1) 働く場における女性の活躍の推進

【現状と課題】

働くことの意義は、経済的な自立を促進するだけでなく、自己実現や社会貢献にもつながることから、その環境の整備は男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。

働く女性の増加に伴い、「女性活躍推進法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」の制定など法制面における整備は進んだものの、固定的な性別役割分担意識の未解消や、男性中心型労働慣行が依然として根深く、女性が家庭に捉われ、能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況があります。

このため、男女の均等な機会や待遇の改善が図られるよう、関係機関との連携のもと、「女性活躍推進法」等の関係法令の周知や普及啓発、相談体制の整備・充実を図るとともに、子育てや介護等が必要な状況においても、女性が継続して働き続け、能力を発揮できるような職場環境の整備など、女性の就業に対する支援が必要です。

【具体的取組】**① 職業生活における女性の活躍の推進**

- ・妊娠、出産、育児、介護休業等を理由とする不利益な取り扱いを防止するため、事業者及び町民に対する啓発を行います。
- ・性別にかかわらず、多様な働き方の選択が可能となるよう、男性の育児、介護休業取得を促進します。

② 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・性別に関わらず男女の均等な機会や待遇の確保が図られるよう、「女性活躍推進法」やその他関係法令の周知を図ります。
- ・事業所等での配置・昇進等における差別やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど各種ハラスメントに対する雇用管理の改善を図るため、関係機関と連携します。

③ 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出

- ・働きたい女性が、子育てや介護等に関わらず継続して就業できるよう、また、ライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携して職場環境の整備の促進に努めます。
- ・就職や再就職を支援するため、関係機関と連携して各種技術・技能習得機会や職業能力開発機会の情報の収集と提供に努めます。
- ・女性の創業支援の充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、関係機関と連携して情報提供等に取り組みます。

④ 自営業等における労働環境の整備

- ・パートタイム労働者や派遣労働者、非正規雇用労働者や家内労働者、また、農林水産業・商工業・サービス業等の自営業等に従事する女性の労働条件や健康管理などの労働環境の整備の促進に努めます。

(2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【現状と課題】

従来の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女ともに育児・介護休業制度を利用することや、長時間労働を改め仕事と生活の調和を実現することは、家庭生活・地域活動などへの参画の促進、また、女性の「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大など、男女が社会のあらゆる分野に参画して活躍していく上で不可欠なものです。

また、少子高齢化や人口減少社会の進行を背景に、将来にわたり持続可能で活力ある地域社会を構築するためには、男女がその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が必要となります。

【具体的取組】

① 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及

- ・ 講座、講演会の開催などを通じて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた気運の醸成を図ります。

② 事業者等への啓発及び就業環境の整備

- ・ 育児・介護休業制度等の定着を図るため、関係機関と連携し、事業主への普及啓発を図ります。
- ・ 育児休業・介護休業給付制度等の周知を図り、男性が子育てしやすい雇用環境づくりの促進に努めます。
- ・ 「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく事業主等によるポジティブ・アクションの促進を図ります。
- ・ 仕事と生活の両立に向けた長時間労働の削減や年次有給休暇の取得、働き方改革の推進に向けた普及啓発に努めます。

③ 男性の男女共同参画の推進

- ・ 男性の職場優先の意識やライフスタイルを見直し、家庭生活・地域活動への参画を促進するため、男性の固定的な性別役割分担意識の改革に向けた啓発活動を進めます。
- ・ 男性が子育てや介護に参画できる環境づくりを進めるため、事業所に対して、育児、介護休業法等に係る仕事と家庭生活の両立支援制度の普及啓発に努めます。

(3) 子育て・介護等支援の充実

【現状と課題】

豊かで活力ある社会を実現するためには、男女が共に家庭内責任を担うことが重要ですが、依然として家事・育児・介護などといった家庭生活については、女性の負担が大きいのが実態です。

仕事と家庭を両立する環境整備として、多様な保育ニーズへの対応や介護支援策の充実が強く求められています。

【具体的取組】

① 家庭や地域における子育て支援

- ・家庭や地域における子育て支援や相談機能の充実を図り、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体で支援していく環境づくりに努めます。

② 保育環境等の整備・充実

- ・仕事と生活の調和、就労形態の多様化による子育てや家庭の保育ニーズに対応するため、様々な子育て支援サービスの改善や充実に努めます。

③ 母子保健サービスの充実

- ・妊娠中から育児期における健康保持や、出産や育児を取り巻く社会環境の変化に対応するため、妊娠から出産・育児に至るまで一貫した母子保健対策の充実や情報提供に努めます。

④ 介護支援の充実

- ・可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者等一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤強化に取り組みます。

基本目標4 健やかで安心して暮らせる社会づくり

【基本的な考え方】

生涯を通じて、心身ともに健康で安心して暮らすことは町民共通の願いです。

とりわけ、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要であることから、心身の健康に関する正しい知識と情報を提供し、町民が主体的に行動し、健康を享受できるよう支援します。

また、男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要です。

ひとり親家庭、高齢者、障害者等は貧困など生活上の困難を抱えやすくなっており、年齢や障害、性別等に関わらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、状況に応じて生活や就業について支援します。

(1) 生涯にわたる心と身体健康支援

【現状と課題】

男女が互いの性差を十分に理解し合い、相手に対して思いやりを持って生きていくことは非常に大切なことです。

特に女性には、妊娠や出産に関わる身体機能があり、生涯にわたる「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」は女性の人権の基本であることから、男女を問わず性を尊重する意識づくりを進めるとともに、思春期や出産期、更年期、高齢期などライフステージに応じた心と身体健康づくりを推進する必要があります。

また、若年層を取り巻く生活環境が大きく変化する中、飲酒や喫煙、性感染症、薬物乱用など、心身の健康を脅かす問題について積極的な広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解が得られるよう努める必要があります。

【具体的取組】

① 生涯を通じた心身の健康管理の推進

- ・男女一人ひとりが生涯を通じて自らの健康管理ができるよう、関係機関と連携し、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。
- ・女性が安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等に関し、切れ目のない知識の普及啓発や情報提供に努めるとともに、母子保健対策事業の充実に努めます。

② 性を尊重する意識の浸透と母性の保護

- ・女性の生涯にわたる健康支援の推進を図るため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関する知識と、次世代に生命を引き継ぐという社会的に重要な役割を担う母性の保護の必要性について、正しい知識の普及・啓発に努めます。

③ 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進

- ・思春期の子どもをはじめとして、男女ともに正しい保健や性に関する知識を持てるよう、子どもの発達段階に応じて、性感染症、喫煙、飲酒、薬物使用防止などに関する正しい情報を提供するとともに、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育や性教育の充実に努めます。

(2) 安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

全国的に高齢者人口が増加する中、男女が共に健康で安心して暮らせる社会をつくるためには、高齢になっても自立して健康で安心して暮らせる社会が必要となります。

また、障害があることやひとり親家庭や貧困家庭であること、さらに女性であることなど、様々な状況が重なることによって複合的に困難な状況に置かれる場合もあることから、それぞれの状況に配慮して、誰もが安心して暮らせる環境を整備することが重要となります。

さらに、長寿社会において、高齢者が長年にわたって培ってきた知識や経験を活かし、性別や年齢、障害の有無に関わらず、あらゆる場に積極的に社会参画できる社会の実現が求められています。

【具体的取組】**① 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備**

- ・高齢者が、住み慣れた地域で、医療、介護、予防、生活支援、住まいのサービスが切れ目なく一体的に提供され、安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築・発展に努めます。
- ・高齢者が、経験、技能等を活かし、積極的にあらゆる場への社会参画ができるような社会の実現に向けた取組を推進します。

② 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

- ・障害のある人への理解の促進や障害福祉サービスの充実等により、全ての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会（共生社会）の実現を目指します。

③ ひとり親家庭等に対する支援

- ・子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭等に対して相談体制の充実を図るなど、就業・自立に向けた支援に努めます。

④ 子どもの安全確保と健全育成

- ・地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待を受けた児童に対するアフターケアなどの児童虐待防止対策を総合的に推進します。

⑤ その他困難を抱えた人々への対応

- ・性同一性障害や外国人であることなど様々な要因に加えて、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合等について、関係機関と連携し、調査救済活動の取組を進めます。
- ・経済的困窮者を対象とした生活困窮者自立支援制度の充実を図ります。

基本目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

【基本的な考え方】

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにも関わらず潜在化しやすいことや、加害者の犯罪意識が低く、被害が深刻化しやすい特徴があります。また、性犯罪、ストーカー行為、職場におけるハラスメントなども決して許されるものではありません。

DV被害者の潜在化を防ぐためには、被害者の相談窓口を明確にし、広く周知を図るとともに、被害者の相談しやすい環境を整備していくことが重要となります。

また、DVだけでなく、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や、近年ではインターネットを利用した暴力なども一層多様化しており、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体に普及していくことが重要です。

DV被害者は、度重なる暴力により身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくなってしまい、生きる希望を失っていきます。また、被害者のみならず子どもにも影響を与えることも多いため、保育サービスや就学支援等を行うとともに、子どもを取り巻く環境の整備も行う必要があります。

こうしたDVの防止及び被害者支援に関しては、「DV防止法」に基づき、庁内の関係課だけでなく、警察、男女共同参画センター相談窓口、児童相談所、医療機関、民間支援団体等の庁外の関係機関との情報交換や連携強化を図ることが重要です。

【具体的取組】**(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり**

- ・人権を侵害するような暴力行為を許さない意識を醸成するため、講演会の開催や広報等を通じた啓発活動を推進します。
- ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のため、関係機関等と連携し、事業者等に対する啓発活動を進めるとともに相談体制の充実を図ります。
- ・性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた取組の推進や、相談体制の充実に努めます。

(2) 早期発見と相談体制の整備・充実

- ・広報しんとみや町ホームページ、研修会の開催等を通じて相談窓口の周知を図ります。
- ・警察、宮崎県男女共同参画センターなど関係機関と連携して、緊急時や夜間、休日等を含めた相談窓口の周知に努めます。
- ・関係部署、関係機関と連携し、多様化する相談に適切に対応するため、各種研修や講座を活用し、関係職員の資質向上を図ります。

(3) 被害者支援の推進

- ・様々な支援制度などに関する情報の提供や関係機関との連絡調整を図ります。
- ・被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係部署、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた支援に努めます。

(4) DV防止対策推進体制の整備

- ・DV防止に係る啓発や被害者の支援のため、庁内関係部署と県や警察、また医療機関等の関係機関との円滑な連携に努めます。
- ・ボランティア団体、NPOなどの民間支援団体等と連携を図り、DV防止に係る啓発や被害者の支援に努めます。

第4章 計画の推進

1 町民・事業者等との協働・連携による計画の推進

計画をより効果的に推進するためには、町民一人ひとりの理解促進とともに、事業者等の自主的な取組が必要であることから、町民、関係団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解した上で、対等なパートナーとして連携し、計画を推進します。

(1) 町民と連携・協力した推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、町民による新富町男女共同参画審議会の意見や提言をはじめ、町民の意向を十分尊重しながら、庁内の連携体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、町全体で総合的かつ計画的な取組を進めます。

(2) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動しながらすすめる必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携及び協力体制を強化し、本町における計画的な取組を進めます。

(3) 地域できめ細やかな男女共同参画の推進を担う人材の養成

町民・行政・事業所等との協働による推進体制の確立に向け、町民一人ひとりに届く地域に根ざした広報や啓発活動を推進していくために、男女共同参画に係る推進リーダー等の養成に努めます。

2 計画の総合的推進

(1) 男女共同参画基本計画の進行管理

「男女共同参画基本計画」に位置づけられた取組の進捗状況を的確に把握するために、進捗状況調査の実施など、計画の点検・評価を行います。

(2) 施策策定にあたっての配慮

男女共同参画社会の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼす場合があります。町が施策立案し、実施する事業のすべてにおいて、男女共同参画の視点に配慮します。

(3) 広報・啓発と情報提供

男女共同参画に関する情報を、町民・事業者・関係団体等へ提供します。

第5章 資料編

1 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日法律第

七十八号改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号同 十一年十二月二十二日同 第六十号目次前文

第一章 総則

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）第

三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織) 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長) 第二十四条 議長は、内閣官房長官

をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期) 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参

画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律

第三十一号最終改正：平成二十六年法律第二十八号目次前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条

の三）第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）第

三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）第四章 保護命令（第十条

―第二十二條）第五章 雑則（第二十三條―第二十八條）第五章の二

補則（第二十八條の二）第六章 罰則（第二十九條・第三十條）附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、道府県警察、福祉事務所等道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配

偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年法律第六十四号）

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年法律百十三号）抄

（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過

した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年法律第七十二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年九月四日法律第六

十四号目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六

条）第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五

条）第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）第六章 罰則（第二十九条—第三十四

条）附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。**(基準に適合する一般事業主の認定)**

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行

おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連

合団体二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任) 第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効) 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十

一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任) 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2次新富町男女共同参画計画

平成30年3月

発行 宮崎県 新富町 まちおこし政策課

〒889-1493

宮崎県児湯郡新富町大字上富田 7491

T E L 0983-33-6012

F A X 0983-33-4862
